

中国圏広域地方計画学識者会議 規約

平成18年12月27日

中国圏広域地方計画学識者会議 決定

(名称)

第1条 本会議は、中国圏広域地方計画学識者会議(以下「学識者会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 学識者会議は、中国圏広域地方計画協議会(以下「協議会」という。)の求めに応じ、中国圏における国土形成計画法(昭和25年法律第205号)第9条に規定する広域地方計画(以下「中国圏広域地方計画」という。)を定め又はすでに定められた中国圏広域地方計画を変更するために協議会で行われる協議において、専門的な見地から意見を述べることを目的とする。

(組織)

第3条 学識者会議は、別表に掲げる学識者(以下「委員」という。)で組織する。

2 委員は非常勤とし、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(座長)

第4条 学識者会議に座長及び座長代理を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、会務を総理し、学識者会議を代表する。

3 座長代理は、座長に事故があるときにその職務を代理する。

(運営)

第5条 学識者会議は、座長が召集する。

2 座長は必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を徴することができる。

(事務局)

第6条 学識者会議の事務局は、中国地方整備局企画部及び建政部並びに中国運輸局企画観光部に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、学識者会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、決定の日から施行する。

(設立時委員の任期特例)

第2条 学識者会議設立時の委員においては、第3条第2項の規定にかかわらず、その任期を最初

の中国圏広域地方計画が定められた日の属する年度の末日までとする。

(協議会設置までの読み替え)

第3条 協議会の設立の時まで、この規約で「中国圏広域地方計画協議会」または「協議会」とあるものは、「中国圏プレ広域地方計画協議会」または「プレ協議会」と読み替えるものとする。

中国圏広域地方計画学識者会議委員名簿

(平成19年6月1日現在)

- | | |
|--------|--------------------------|
| 伊藤 敏安 | 広島大学地域経済システム研究センター長・教授 |
| 大場 充 | 広島市立大学大学院情報科学研究科教授 |
| 岡本 輝代志 | 岡山商科大学商学部長・教授 |
| 小川 全夫 | 山口県立大学大学院健康福祉学研究科教授 |
| 折登 美紀 | 広島女学院大学教授 |
| 小見 志郎 | 県立広島大学経営情報学部教授 |
| 作野 広和 | 島根大学教育学部准教授 |
| 杉 恵 頼寧 | 広島大学名誉教授 |
| 田中 耕太郎 | 山口県立大学社会福祉学部長・教授 |
| 谷口 守 | 岡山大学大学院環境学研究科教授 |
| 戸田 常一 | 広島大学大学院社会科学研究科教授 |
| 櫛本 功 | (社)中国地方総合研究センター理事長 |
| 中村 良平 | 岡山大学大学院社会文化科学研究科教授 |
| 八田 典子 | 島根県立大学総合政策学部教授 |
| 藤井 大司郎 | 山口大学経済学部長・教授 |
| 藤井 正 | 鳥取大学地域学部教授 |
| 藤山 浩 | 島根県中山間地域研究センター地域研究グループ科長 |
| 古川 郁夫 | 鳥取大学農学部生物資源環境学科教授 |
| 道上 正規 | (財)とっとり政策総合研究センター理事長 |

(敬称略、50音順)